

改定版R2.11.9

香美市観光プレミアムチケット事業 取扱事業者募集要項の変更箇所

○変更箇所

3 (3)、5 (5)、6【取扱事業者の選定】 下線部の追加と変更

- 3 (3) 一般社団法人日本フードサービス協会及び一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(改正)に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」及び新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン(高知県・高知市監修)に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこと。また、カラオケ設備を有し使用する場合は、一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟及び一般社団法人全国カラオケ事業者協会が定めた「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づき、新型コロナウイルス感染症への対策を適切に行うこと。
- 5 (5) 別紙「香美市観光プレミアムチケット取扱事業者登録申請書兼誓約書」(以下登録申請書兼誓約書)に記載されている内容を遵守すること。また、その証拠となる店舗写真の提出をお願いする場合があります。
- 6【取扱事業者の選定】
審査において、営業許可証の写し(営業許可が必要な業種のみ)の提出をお願いします。また、営業を称する書類(税務報告書等)の提出をお願いする場合があります。